
平成30年7月(第4回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 平成30年7月25日(水) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (13名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	4番	白田利秋
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	11番	福田智浩
委員	12番	中西政治
委員	13番	冷水正行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 3番 富永浩二 10番 藤井勇次 14番 吉永良行

5. 議事録署名委員 7番 上岡ヒトミ 8番 永野易美

6. 議 題 議案第12号 農地法第3条許可申請の件について
議案第13号 農地法第4条許可申請の件について
議案第14号 農地法第5条許可申請の件について
議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用(形質)変更届について
2 農地利用集積計画の解約について
3 あっせん委員の選任について
4 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
5 平成30年度農地パトロール(利用状況調査)耕作放棄地全体調査について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 15名出席(上村推進委員欠席)

11. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

第4回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成30年度肝付町農業委員会第4回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日は、3番の富永が検査入院で、10番の藤井委員が所要ため、14番の吉永委員が病気療養等ため欠席届がありました。</p> <p>本日の出席委員は16名中13名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>
議長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>それでは、議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番の上岡ヒトミ委員と8番の永野易美委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第12号から議案第15号まであります。報告協議が1から5番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。(それぞれ報告あり)</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。1ページをお開きください。</p> <p>議案第12号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第12号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3許可申請は8件であり、全て所有権移転で、贈与が1件、売買が7件となっています。</p> <p>贈与の1は、田が1筆540㎡で、売買の7件は、田が4筆で2,446㎡、畑が7筆で6,935㎡であります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が、新富字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆1,198㎡です。</p> <p>整理番号2番は、東京都の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆540㎡です。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番で、田が1筆1,068㎡です。</p> <p>整理番号4番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆619㎡です。</p> <p>整理番号5番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外2筆で、畑が3筆3,052㎡です。</p> <p>整理番号6番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番で、畑が1筆1,963㎡です。</p> <p>整理番号7番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が、前田字〇〇 〇〇〇番外1筆で、田が2筆895㎡です。</p>

事務局	<p>整理番号8番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、田が1筆483㎡、畑が1筆103㎡です。</p> <p>以上8件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から8番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、まずは8番の申請に福永推進委員の関係する案件がありますので、退席をお願いします。（福永推進委員退席）</p>
議長	<p>それでは、所有権移転売買の8番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>異議なしということですので、8番の案件については、許可することに決定しました。（福永推進委員～入室・着席）</p> <p>つづきまして、8番を除く、1番から7番までの件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>それでは、異議なしということですので、議案第12号農地法第3条許可申請の件、1番から7番までの件は、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>2ページをお開きください。議案第13号農地法第4条許可申請の件「4-30-3」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第4条許可申請の件「4-30-3」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が、〇〇市〇〇町〇番〇-〇号 〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で554㎡となっています。</p> <p>転用目的が一般住宅と車庫を建てたいということで、転用事由が現在借家住まいであり、手狭になったため、交通の便の良い申請地に持家を建築し、永住したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が、第1種農地の集落接続施設に該当いたします。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇があるところの道路向かいに入っていく道路がありますけれども、そこから約200m行ったところの左手が申請地になっております。配置図につきましては、右にありますとおり、申請地内に居宅と車庫をつなげたような形で建てまして、排水につきましては東側の道路の側溝に流すように計画してあります。500㎡を超えておりますけれども、理由書が添付されていまして、西側の宅地と南側の畑との間を2mほどあけて緩衝地を設けることで有効利用面積は500㎡以内に収まるように計画してあるということです。それから現地調査時にここにつきましては、事前着工が確認されましたので、申請人の方に伝えまして、始末書の添付をして頂いているところであります。</p> <p>以上です。よろしくお願ひいたします。</p>

議 長	はい、「4-30-3」について、3名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。
永野委員	8番の永野です。議案第13号「4-30-3」について、現地調査の報告をします。申請地は、後田〇〇〇〇の〇番になります。7月の20日に藤井委員、鶴岡会長、私、事務局、申請代理人の方の立会で現地調査を行いました。場所は先ほど説明がありましたが、〇〇に左側に〇〇、右側に〇〇がありますが、そこの先を右折し200mほど行った左側になります。先ほどもありましたけれども、先月、別件で現地調査を行った時、造成し地鎮祭を行っていて、ストップをかけ始末書を出させ嚴重注意をしたところでありました。現況は畑を造成し着工前の状態です。敷地は東面が道路に接しております。排水については、前面道路に40cm幅の側溝が付いておりそちらに流すということです。また周辺は住宅が建っており特に問題は無いかと思われませんが、皆様のご審議をよろしく願います。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「4-30-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、農地法第4条許可申請の件「4-30-3」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。 次に3ページをお開きください。 議案第14号 農地法第5条許可申請の件「5-30-10」について、事務局が説明します。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-30-10」について、ご説明いたします。 借人が、〇〇市〇〇町〇〇〇番〇 株式会社 〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇さんで、貸人が、肝付町後田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、田で1, 045㎡となっています。 転用目的が太陽光発電施設にしたいということで、申請地に太陽光発電施設を設置して、経営の安定を図りたいということで申請が出ております。 農地の区分が、第2種農地のその他の農地に該当します。場所につきましては、下にありますがとおり、〇〇振興会内になりますけれども、〇〇幼稚園から南側へ県道を進んでまいりますと、旧〇〇線との交差点がありますが、交差点の右側が申請地になっております。配置図につきましては太陽光パネルを図のような形で、360枚設置するということで、周りをフェンスで囲みまして、オーバーフロー分の雨水につきましては東側の道路側溝の方に、全体を0.8パーセントの傾斜をつけてこちらの方に誘導するように計画してあります。一応自然浸透が基本になっておりまして、オーバーフロー分だけそちらの方に流れるように計画してあるところです。 以上です。よろしく願い致します。
議 長	はい、「5-30-10」についても、3名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。
永野委員	8番、永野です。「5-30-10」について報告いたします。申請地は、先ほどありましたように後田〇〇〇の〇番地です。7月20日に鶴岡会長、藤井委員、私、事務局、申請人の代理人の立会で現地調査を行いました。場所は高山から〇〇の方に向かい、〇〇の交差点がありますが、そこを右折して700mほど行ったところに旧〇

永野委員	○線の交差点がありますが、その角地になります。現在、現況は畑になっております。敷地は配置計画図にありますとおりに、2面が道路に接しております。排水については北側に大きな1.5mの排水路があります。それから東側、南側にも側溝が整備されております。雨水排水については敷地の周囲に土壩を打ち、隣地に流出しないように計画してあるということでありまして、問題等はないと考えますけれども皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-10」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-10」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。 次に4ページをお開きください。 議案第14号 農地法第5条許可申請の件「5-30-11」について、事務局が説明します。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-30-11」について、ご説明いたします。 譲受人が、肝付町新富○○○番地○の○○○○さんで、譲渡人が、肝付町新富○○○番地○の○○○○さんです。 申請地が、肝付町新富字○○ ○○○番外1筆の一部で、畑が2筆計792㎡のうち387㎡となっています。転用目的が貸駐車場にしたいということで、転用事由が、譲受人は現在運送業を営んでおり、申請地を買い受けて、軽トラックを置くための場所を確保したいということで申請がでております。 農地の区分が、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。場所につきましては下にありますとおり、本町の振興会内に○○がありますが、その通りから左折いたしまして、北側へ130mほど行き右に曲がります。そこから100mほど行ったところが申請地になります。配置図につきましては右にありますとおり、ここが2筆になっていましたけれども、先月の総会でも提案させていただきました、5条申請が出ておりまして、西側の部分ですが、既に残地部分と書いてありますが一般住宅の申請が出まして、先月許可を頂いたところでもあります。その残り分が今回上がって来たということで、本人が○○運送を営んでおりますけれども、会社の方に貸すということで、軽トラックの置場にしたいというかたちで申請が出ております。今度4台軽トラックを買うということでありまして、ここに置場を造りたいということで計画されております。 以上よろしく願いいたします。
議 長	はい、「5-30-11」について、3名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。
中嶋委員	5番の中嶋です。議案第14号「5-30-11」について、現地調査の報告をします。7月の20日に、私、白田委員、鶴岡会長、事務局、申請代理人立ち合いのもと、調査を行いました。場所は、事務局が言われたように、○○病院のあった建物から30mほど行ったところになります。先月、一般住宅の申請が出されたところではありますが、入り口が3mぐらいで、軽トラックが通れるぐらいのところではありますが、軽トラックを置く場所を確保したいということです。周りは住宅に囲まれており、何

中嶋委員	ら問題は無いかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議 長	はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-30-11」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-11」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。 次に5ページをお開きください。 議案第14号 農地法第5条許可申請の件「5-30-12」について、事務局が説明いたします。
事務局	それでは、農地法第5条許可申請の件「5-30-12」について、ご説明いたします。 譲受人が、肝付町宮下〇〇〇番地〇の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が、肝付町宮下〇〇〇番地の〇〇〇〇さん外1名です。申請地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が2筆計で685㎡となっています。転用目的が駐車場にしたいということで、従業員の増加に伴い、従業員所有の車両並びに会社所有の車両が増えたことから、駐車場として利用したいということで申請が出ております。農地の区分が第1種農地の集落接続施設に該当します。 場所につきましては、下にありますとおり、〇〇橋を渡ってから100mほど行きますと〇〇の事務所がありますが、その東側が今回の申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおり、ここに普通車と軽自動車24台分を確保し、残りを転回部分で利用するというのであります。ここは土地が低くなっておりまして、隣接への流失がないように気を付けるということでありました。南側の方が変形してはいますが、L型の端の方が既に県道買収用地ということで、道路に今後なっていくということで、県が買収している部分であります。こちらの方への乗り口部分も将来的には造っていくということで申請が出ております。 以上よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、それでは、「5-30-12」についても、3人の委員で現地調査されております。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願ひいたします。 はい、永野委員。
永野委員	8番、永野です。「5-30-12」について現地調査しましたので報告いたします。申請地が宮下〇〇〇の〇外1筆です。7月20日に藤井委員、鶴岡会長、私、事務局、申請人立ち会いで現地調査しました。場所は〇〇から〇〇に向かいまして、〇〇橋を渡り〇〇隣の隣になります。現況は田で作物は作ってありません。申請地は周囲の道路より低いので1mぐらい盛土をして周囲の状況に合わせるということでありまして、今後南側の県道の拡幅工事も予定されているので、その点を考慮し、排水計画を行いながら、今回の排水については北側の道路に側溝が整備されているのでそこに持っていくということでありまして、特に許可するに問題はないと考えます。 皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議 長	はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-30-12」について現地調査の報告がありました。この件について異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】

議 長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第5条許可申請の「5-30-12」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして、6ページをお開きください。</p> <p>議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。7月分を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の7月申請分につづきまして説明いたします。</p> <p>1番の所有権移転ですが、今月はございませんでした。</p> <p>つづきまして2番の利用権設定ですが、内之浦地区の新規が、田が6件の7筆で8,413㎡、畑が1件の3筆で2,219㎡、再設定は、田が14件の27筆で24,629㎡、畑が1件の1筆で2,250㎡です。高山地区は新規設定が、田が14件の7筆で9,333㎡、畑が5件の6筆で10,559㎡、再設定が、田が4件の9筆で4,584㎡、畑が4件の8筆で18,202㎡、肝付町の合計が、田が28件の50筆で46,959㎡、畑が11件の18筆で33,230㎡、田、畑合わせて合計で、39件の68筆で80,189㎡であります。詳細につづきましては、内之浦地区が7ページから8ページ、高山地区が9ページに掲載してございますのでお目通しください。以上、よろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、6ページを開けてください、1番の所有権移転につづきましては今月分はありませんでした。2番の利用権設定につづきまして、内之浦地区が20件、高山地区が16件あります。お目通しください。</p> <p>それでは、先ずは内之浦地区の20件の利用権設定の件から審議します。</p> <p>異議、意見等ありませんか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議 長	<p>異議なしということですので、内之浦地区の利用権設定案件の20件については、提案どおりすべて許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の利用権設定の件について審議します。16件ありますのでお目通しください。</p> <p>それでは、審議しますが、高山地区の16件の利用権設定について、異議、意見等ありませんか。</p>
【なしとの声あり】	
議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の利用権設定案件の16件については、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>10ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、報告協議に入ります。1番から5番まであります。</p> <p>まず、1番の農地利用（形質）変更届書の件、「形-30-1」について事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>「形-30-1」について説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇〇〇番〇外1筆、田が2筆計で1,093㎡となっております。変更の事由が田を畑に変更したいということで、水はけが悪く湿田であるので盛土をし、畑として使用したいということです。盛土の量については、70cm程度上げるということです。添</p>

事務局	付書類につきましては、誓約書と土地改良区の意見書も付いております。場所につきましては、下にありますとおり〇〇神社より東側に200mほど行ったところを左折いたしまして、さらに最初の交差点を右折し70mほど行ったところが申請地になっております。以上よろしくお願いたします。
議長	はい、それでは、「形-30-1」について、3人の委員が現地調査されております。どちらかの委員で、現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。
中嶋委員	「形-30-1」について報告をいたします。7月20日現地調査を白田委員、私、鶴岡会長、事務局、そして申請人立ち会いで行いました。場所は先ほど言われたように〇〇神社より東側に200mぐらい行き左に曲がって、さらに最初の交差点を右折し70mくらい行ったところで、以前、建売住宅で申請があったところの奥の所が申請地になります。ここは水はげが悪いところでありまして、畑に変更したいということでありました。北側の境界にはブロックを積まないといけないということで、ブロックを積んで、東側については土地改良区の水路がありますので、その手前で傾斜をつけて盛土をするということでありました。以上です。皆様のご審議をよろしくお願いたします。
議長	はい、ご苦労さまでした。只今、「形-30-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について異議、意見等はございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議長	はい、異議なしということですので、「形-30-1」については、受理することに決定しました。 つづきまして、11ページをお開きください。 2番の「農地利用集積事業計画の解約について」6件あります。解約理由はそれぞれ、借手の都合、貸手の都合、所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものであります。お目通しをお願いします。ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。 つづきまして、12ページをお開きください。 3番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が5件出されております。あっせん委員を選任したいと思えます。まず、「あ-30-9」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あ-30-9」について説明いたします。 申出人が 肝付町波見〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇 地目・面積は 田 1,805㎡ あっせんの種類 譲渡希望 希望価格については10aあたり18万となっています。 場所につきましては、〇〇郵便局から県道を役場の方へ250mほど行きまして、南へ500mほどの所になります。 以上、よろしくお願いたします。
議長	それでは「あ-30-9」のあっせん委員については、地区担当委員の内倉委員と坂口委員をお願いいたします。

議 長	次に「あ-30-10」について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>「あ-30-10」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町南方〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町南方字〇〇 〇〇〇番〇外1筆</p> <p>地目・面積は 田 2筆計 2,012㎡</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格については全部で50万となっています。場所につきましては、国見トンネルから〇〇を100mほど過ぎたところを右折いたします。そこから300mほど行きまして左折し100mほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-10」のあっせん委員について、地区担当委員の冷水委員と中西委員をお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-11」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-11」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町岸良〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町岸良字〇〇 〇〇〇番 外1筆</p> <p>地目・面積は 田 2筆計 1,733㎡</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇から県道を西へ250mほど行きまして、そこから南に100mほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-11」のあっせん委員について、地区担当委員の吉永委員と冷水委員をお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-12」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-12」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町岸良〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町岸良字〇〇 〇〇〇番〇 外1筆</p> <p>地目・面積は 田 2筆計 964㎡</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇の東側にあります道を、県道から50mほど行った所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-12」のあっせん委員についても岸良地区ですので、地区担当委員の吉永委員と冷水委員をお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-13」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-13」について説明いたします。</p> <p>申出人が 東京都〇〇区〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字〇〇 〇〇〇番</p> <p>地目・面積は 田 1,976㎡</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望</p> <p>希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇幼稚園か</p>

事務局	<p>ら北へ200mほど行きますと点滅信号がございますが、ここを左折いたしまして、400mほど行った所を南へ150mほどの所になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あー30-12」のあっせん委員について、地区担当委員の永野委員と福田委員をお願いいたします。</p> <p>以上、5件のあっせんについて、あっせん委員の方々はよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>つづきまして、15ページをお開きください。4番の農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申し出の未成立分の積み残し等ではありますが、15ページから17ページまで、譲渡、貸付、借受け、譲受希望の未成立分と本日の新規分が載せてあります。</p> <p>まず、15ページ譲渡希望の30年度申込分の2番でございますが、申出人から連絡がありまして、買い手が見つからない場合、借り手でもよいですから探してほしいということで申し出されましたので、買い手、借り手の両方について、あっせん活動方をお願いいたします。</p> <p>それから、まだ未成立の分の各担当委員になってもらっている方は資料をご覧ください気づかれた点がありましたらお知らせください。条件が悪いところが残っているようですが、あっせんが成立するようよろしく願いいたします。以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>この件に関しまして何かありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議長	<p>無いようですので、つづきまして協議の5番、平成30年度農地パトロール（利用状況調査）耕作放棄地全体調査について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは平成30年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、説明いたします。</p> <p>第1条（趣旨）資料により説明あり。</p> <p>第2条（農地パトロール月間）本年度は9月月中旬までを農地パトロール月間として設定したいと思います。</p> <p>第3条（実施の対象及び内容）、第4条（趣旨の徹底）、第5条（事前準備）第6条（調査結果の整理等）、第7条（連絡・調整）、第8条（その他）、荒廃農地の定義と判断基準、利用状況調査の実施体制（案）について、資料により説明あり。</p> <p>それから、総会の終了後にそれぞれ班ごとに日程調整の話し合いをして頂きたいと思っております。</p> <p>以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、本年度の利用状況調査の実施要領等の説明がありましたが、このような調査要領（案）、実施体制（案）でよろしいでしょうか。</p>
	<p>【はいとの声あり】</p>
議長	<p>それでは、後ほど、それぞれ班ごとに日程調整の話し合いをし、調査日を決めてください。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、報告・協議まで終了しましたので、つづきまして、その他に入ります。事務局から2件ほどあるようですので、お願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会慶弔及び活動等の支出に係る規程関係と利用権設定手続き処理に関するお願いについて、説明あり。</p>

議 長	委員の方々から何かありませんか。
	「なしという声あり」
議 長	それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、8月24日(金)午前10時の予定ですのでよろしく願いいたします。 それでは、以上で7月の定例総会を終了いたします。

<午前11時55時分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成30年7月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 上岡 ヒトミ

委 員 永野 易美